

○管制区又は管制圏のうち航空法施行規則第一百四十六条第二号に掲げる航空交通管
制用自動応答装置を装備して飛行しなければならない空域を指定する告示

(昭和五十一年四月十二日)

(運輸省告示第二百号)

改正	昭和五三年一〇月 五日	運輸省告示	第 五〇〇号
同	五六年 九月一〇日	同	第 四二六号
同	五六年一〇月 一日	同	第 四四五号
同	五七年一二月二〇日	同	第 六〇九号
同	五七年一二月二〇日	同	第 六一〇号
同	五八年 二月一七日	同	第 七四号
同	五八年 八月 四日	同	第 三四〇号
同	五八年一二月二二日	同	第 六五一号
同	五九年一二月二二日	同	第 六〇六号
同	六〇年 二月一四日	同	第 七八号
同	六〇年 九月二六日	同	第 四〇九号
同	六一年 四月 一日	同	第 一五一号
同	六一年 四月一〇日	同	第 一六六号
同	六一年 九月二五日	同	第 四三八号
同	六二年 七月三〇日	同	第 四〇二号
平成	元年一二月一六日	同	第 六三六号
同	二年 一月一日	同	第 二三号
同	二年一〇月一八日	同	第 五一四号
同	二年一二月一五日	同	第 五五二号
同	三年 七月 二日	同	第 三五七号
同	三年 九月一九日	同	第 四八五号
同	四年 二月 六日	同	第 七八号
同	五年 七月二二日	同	第 四三四号
同	六年 二月 三日	同	第 七七号
同	六年 四月二八日	同	第 二九五号
同	六年 五月二六日	同	第 三六二号
同	八年 一月 四日	同	第 三号

同	九年	四月二四日同	第 二二一号
同	一一年	三月二五日同	第 一六二号
同	一一年	七月 九日同	第 三九三号
同	一二年	一月一七日同	第 一一号
同	一二年	四月二〇日同	第 二一二号
同	一五年	二月二〇日国土交通省告示第 一三七号	
同	一六年	九月 二日同	第一〇五七号
同	一七年	九月 一日同	第 九三三号
同	一八年	二月一六日同	第 二六八号
同	一九年	八月三〇日同	第一一五七号
同	二〇年	二月一四日同	第 一四三号
同	二〇年	一〇月二三日同	第一二七七号
同	二二年	三月三〇日同	第 二五九号
同	二三年	六月 二日同	第 五八八号
令和	五年	二月二二日同	第 一二四号

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第四百七条第三号の規定に基づき、管制区又は管制圏のうち航空法施行規則第四百七条第三号に掲げる航空交通管制用自動応答装置を装備して飛行しなければならない空域を指定する告示を次のように定め、昭和五十一年十月一日から適用する。

管制区又は管制圏のうち航空法施行規則第四百六条第二号に掲げる航空交通管制用自動応答装置を装備して飛行しなければならない空域を指定する告示

(平一一運告三九三・平一二運告一一・改称)

管制区又は管制圏のうち航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第四百六条第二号に掲げる航空交通管制用自動応答装置を装備して飛行しなければならない空域は、次の各号に掲げる飛行の方式の区分に応じ当該各号に掲げる空域とする。

一 計器飛行方式 次に掲げる空域

イ 航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示(昭和三十七年運輸省告示第四百十号)2の表に規定する航空交通管制圏(旭川管制圏、大雪管制圏、十勝管制圏、霞目管制圏、富山管制圏、相馬原管制圏、霞ヶ浦管制圏、舞鶴管制圏及び静浜管制圏を除く。)及び進入管制区を指定する告示(昭和五十年運輸省告示第四百六十四号)の表に規定する進入管制区(ロに掲げる空域を除く。)

ロ 航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）1に規定する航空交通管制区のうち、高度三千五十メートル以上のもの

二 有視界飛行方式 次に掲げる空域

イ 航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示（昭和三十八年運輸省告示第三百三十八号）別表第一及び別表第三に規定する特別管制区（ロに掲げる空域を除く。）

ロ 前号ロに掲げる空域

改正文 （昭和五三年一〇月五日運輸省告示第五〇〇号） 抄
昭和五十二年十月九日から適用する。

改正文 （昭和五六年九月一〇日運輸省告示第四二六号） 抄
昭和五十六年十月一日から適用する。

改正文 （昭和五六年一〇月一日運輸省告示第四四五号） 抄
昭和五十六年十一月十日から適用する。

改正文 （昭和五七年一二月二〇日運輸省告示第六〇九号） 抄
昭和五十八年一月二十日から適用する。

改正文 （昭和五七年一二月二〇日運輸省告示第六一〇号） 抄
昭和五十八年二月一日から適用する。

改正文 （昭和五八年二月一七日運輸省告示第七四号） 抄
昭和五十八年三月三十一日から適用する。

改正文 （昭和五八年八月四日運輸省告示第三四〇号） 抄
昭和五十八年九月一日から適用する。

改正文 （昭和五八年一二月二二日運輸省告示第六五一号） 抄
昭和五十九年二月一日から適用する。

改正文 （昭和五九年一二月二二日運輸省告示第六〇六号） 抄
昭和五十九年十二月二十日から適用する。

改正文 （昭和六〇年二月一四日運輸省告示第七八号） 抄
昭和六十年三月二十九日から適用する。

改正文 （昭和六〇年九月二六日運輸省告示第四〇九号） 抄
昭和六十年十月二十四日から適用する。

改正文 （昭和六一年四月一日運輸省告示第一五一号） 抄
昭和六十一年四月十日から適用する。

改正文 （昭和六一年四月一〇日運輸省告示第一六六号） 抄
昭和六十一年五月八日から適用する。

改正文 （昭和六一年九月二五日運輸省告示第四三八号） 抄
昭和六十一年十月二十四日から適用する。

改正文 （昭和六二年七月三〇日運輸省告示第四〇二号） 抄
昭和六十二年九月一日から適用する。

改正文 （平成元年十一月一六日運輸省告示第六三六号） 抄
平成元年十二月十六日から適用する。

改正文 （平成二年一月一日運輸省告示第二三号） 抄
平成二年二月八日から適用する。

改正文 （平成二年一〇月一八日運輸省告示第五一四号） 抄
平成二年十一月十五日から適用する。

改正文 （平成二年十一月一五日運輸省告示第五五二号） 抄
平成二年十二月十三日から適用する。

改正文 （平成三年七月二日運輸省告示第三五七号） 抄
平成三年七月二十五日から適用する。

改正文 （平成三年九月一九日運輸省告示第四八五号） 抄
平成三年十一月一日から適用する。

改正文 （平成四年二月六日運輸省告示第七八号） 抄
平成四年三月五日から適用する。

改正文 （平成五年七月二二日運輸省告示第四三四号） 抄
平成五年八月十九日から適用する。

改正文 （平成六年二月三日運輸省告示第七七号） 抄
平成六年三月三日から適用する。

改正文 （平成六年四月二八日運輸省告示第二九五号） 抄
硫黄島管制圏及び硫黄島進入管制区に係るものにあつては平成六年六月一日から、大阪進入管制区及び関西進入管制区に係るものにあつては平成六年七月二十一日から適用する。

改正文 （平成六年五月二六日運輸省告示第三六二号） 抄
平成六年八月十八日から適用する。

改正文 （平成八年一月四日運輸省告示第三号） 抄
平成八年二月一日から適用する。

附 則 （平成九年四月二四日運輸省告示第二二一号）

この告示は、平成九年六月七日から施行する。

附 則 （平成一一年三月二五日運輸省告示第一六二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月九日運輸省告示第三九三号）

この告示は、平成十一年七月十一日から施行する。

附 則 （平成一二年一月一七日運輸省告示第一一号）

この告示は、平成十二年二月一日から施行する。

附 則 （平成一二年四月二〇日運輸省告示第二一二号）

この告示は、平成十二年五月十八日から施行する。

附 則 （平成一五年二月二〇日国土交通省告示第一三七号）

この告示は、平成十五年三月二十日から施行する。

改正文 （平成一六年九月二日国土交通省告示第一〇五七号） 抄
平成十六年十月一日から適用する。

附 則 （平成一七年九月一日国土交通省告示第九三三号）

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 （平成一八年二月一六日国土交通省告示第二六八号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三〇日国土交通省告示第一一五七号）

この告示は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一四日国土交通省告示第一四三号）

この告示は、平成二十年三月十三日から施行する。

附 則 （平成二〇年一〇月二三日国土交通省告示第一二七七号）

この告示は、平成二十年十一月二十日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三〇日国土交通省告示第二五九号）

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二日国土交通省告示第五八八号）

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 （令和五年二月二二日国土交通省告示第一二四号）

この告示は、令和五年三月二十三日から施行する。